

スポーツは、人類共通の文化の一つである。

体を動かすという人間の本源的な欲求を満たすとともに、精神的な充足、楽しさや喜びを与えてくれる。また、健康の保持増進、体力や運動能力の向上はもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与する。

人々は、自らの可能性を追求する一方、古代オリンピックなど古くから、その競技技術を競ってきた。スポーツ選手のひたむきに取り組む姿は人々に夢と感動を与えるとともに、地元のスポーツ選手の全国や世界での活躍は県民の誇りであり、県民に連帯感と郷土意識を呼び起こす契機となるなど、活力ある社会の形成にも貢献している。さらに、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプなどを通じた交流は、地域の経済発展や活性化にも資するものである。

このため、県民一人一人がスポーツの持つ意義について理解を深め、それぞれの関心や適性などに応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、支えることにより、健やかで心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けてスポーツを振興していくことが重要である。

ここに、スポーツの振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、県民の理解と参加のもとで、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体（主としてスポーツの振興を図る活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 スポーツに関する施策は、すべての県民が、それぞれの関心、適性、健康状態等に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる機会が確保されるよう講ぜられなければならない。

2 スポーツに関する施策は、県民がスポーツの持つ意義について理解を深めるとともに、自主的にスポーツ活動に参加することにより、県民の体力の向上及び健康の保持増進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 スポーツに関する施策は、スポーツ選手の育成、指導者の養成及び資質の向上、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用等競技力の向上に資する諸施策の効果的な推進が図られるよう講ぜられなければならない。

4 スポーツに関する施策は、青少年の心身の成長過程における体力及び運動能力の向上を図り、並びに豊かな人間性をはぐくむため、学校、家庭及び地域の相互の連携が

促進されるよう講ぜられなければならない。

- 5 スポーツに関する施策は、スポーツ活動を通じて、すべての世代間及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

( 県の責務 )

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等（スポーツ関係団体、大学その他県民のスポーツ活動に資する活動を行う個人及び団体をいう。以下同じ。）が相互に連携してスポーツの振興に関する取組が進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

( スポーツ関係団体の役割 )

第4条 スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、県又は市町村が実施するスポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 市町村への要請及び支援 )

第5条 県は、市町村に対し、スポーツに関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策への協力を求めるものとする。

- 2 県は、市町村がスポーツに関する施策を実施するために必要な助言及び情報の提供その他の支援を行うものとする。

( 県民の参加の促進等 )

第6条 県、市町村及びスポーツ関係団体は、県民のスポーツに関する理解と関心を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、青少年の健全な育成に当たって、社会性、規範意識及びフェアプレーの精神を培う等のスポーツの持つ意義を理解し、学校、家庭及び地域と連携してスポーツ活動に参加するよう努めるものとする。

( 基本方針の策定 )

第7条 知事は、スポーツの振興を推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県スポーツ振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

( 生涯スポーツの推進 )

第8条 県は、すべての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供及び環境の整備に努めるものとする。

(健康の保持増進)

第9条 県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第10条 県は、県民の障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技力の向上)

第11条 県は、競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、計画的なスポーツ選手の育成、競技会への派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手の健康の保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動の促進)

第12条 県は、スポーツ関係団体及び企業がスポーツの普及及び競技力の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動を促進するため、環境の整備に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 県は、生涯スポーツを推進し、及び優秀なスポーツ選手を育成するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ選手を育成するシステムの構築に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手、指導者等が、その有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(子どもの心身の健全な発達及び学校体育の充実等)

第14条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域におけるスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及びスポーツの充実を図るため、教員の資質の向上を図るとともに、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(スポーツ施設の整備又は有効活用)

第15条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、市町村と協力して、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他の公共の施設を容易に利用することができるようにするため、市町村と協力して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの振興による地域づくり)

第16条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツを通じた地域の活性化、連帯感の醸成等を図るため、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプ等の誘致又は開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第7条の規定による基本方針は、この条例の公布の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。

3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、スポーツの振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。